

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

| | |
|---------------|--|
| 所属名 | 防災局消防保安課 |
| 契約締結年月日 | 令和6年5月1日 |
| 契約者名 | 一般社団法人 山梨県消防設備協会 |
| 契約名 | 消防設備士講習業務委託 |
| 契約金額 (税込み) | 5, 867円×受講申請処理件数 |
| 随意契約理由 | <p>消防法第17条の10の規定により消防設備士は、免状の交付後2年以内及びその後5年毎に都道府県知事が行う義務講習を受けなければならないことになっている。</p> <p>都道府県知事に代わってこの義務講習事務が遂行できる団体は、消防用設備等の工事及び維持管理の適正かつ円滑な実施を推進するとともに、消防設備士等の資格者に対する技能向上育成を図ることを目的として消防庁の指導のもと設立され、消防設備士試験受験者への準備講習会の開催などにより消防設備士の資格者情報を保有し受講対象者を把握している（一社）山梨県消防設備協会のみである。</p> <p>したがって、消防設備士の義務講習業務の委託は、（一社）山梨県消防設備協会と契約する以外に委託先がないので随意契約とする。</p> |
| 随意契約の適用条項 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |